

議案第 18 号

松阪市手数料条例の一部改正について

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 14 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市手数料条例の一部を改正する条例

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中の表中第 38 号を第 40 号とし、同表第 9 号から第 37 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同表中「

2	戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって作成された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 450 円
3	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって作成された除かれた戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 750 円
4	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1 件につき 350 円
5	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1 件につき 450 円
6	届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）若しくは第 126 条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1 通につき 350 円
7	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付	1 通につき 1,400 円

8	戸籍法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧	書類 1 件につき 350 円
---	---	--------------------

」を「

2	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付（本籍地以外での戸籍謄本等の交付を含む。）	1 通につき 450 円
3	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）	符号 1 件につき 400 円
4	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付（本籍地以外での除籍謄本等の交付を含む。）	1 通につき 750 円
5	除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）	符号 1 件につき 700 円
6	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1 件につき 350 円
7	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1 件につき 450 円
8	届出若しくは申請の受理の証明書の交付、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）若しくは第 126 条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	1 通につき 350 円

9	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付	1通につき 1,400円
10	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。